

阿賀町地域見守りネットワーク「いだがねえネット」協力事業者募集要項

1 趣旨

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、事業者等の協力をいただきながら、日常の生活や業務の中で、「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、町にご連絡いただくことで、地域住民をさりげなく見守っていくものです。

2 見守りの対象者

特定しません。地域住民すべてです。特に高齢者、子ども、障がい者及び一人暮らしの方には心配りが必要になります。

3 見守り活動

見守り方法は、配達時や訪問業務などの中で、以下の参考例のような異変に気づいたときに、阿賀町へご連絡いただくものです。

〈参考例〉

- ① 郵便物、新聞、宅配伝票、回覧板等がたまったままの状態が続いている
- ② 電気・水道等の検針において、例月と比べて著しく使用量が少ない
- ③ 同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている
- ④ 玄関、窓、カーテン等が閉まったままの状態が続いている
- ⑤ 家にいることが明らかだが、応答がない
- ⑥ 家から異臭がする
- ⑦ いつも泣き声や怒鳴り声がする
- ⑧ 降雪期、数日にわたり玄関前の除雪がされてなく、足跡もない
- ⑨ 同じことを何度も言うなど、いつもと様子が違う
- ⑩ 不自然な服装で歩いている、様子のおかしい歩き方をしている人がいる

4 協力事業者の申込方法

(1) 申込資格

阿賀町内で事業等を行っている団体・事業所等

(2) 申込方法及び登録

① 申込方法

協力の申込みを行う事業者等は、「協力申込書」(様式 1)に必要事項を記入の上、阿賀町福祉介護課(以下「町」という。)に提出してください。

② 登録及び協定

町は、申込みのあった事業者等を「協力事業者」として登録し、その後協定書を締結いたします。

③ 周知等

町は、登録した協力事業者の一覧をホームページ等で紹介します。また、登録した協力事業者は、本事業名等を広告等に使用することができます。

5 協力事業者の募集時期等

協力事業者の募集は、随時行います。

6 協力事業者登録の解除

協力事業者が、登録の解除を希望する場合は、速やかに「登録解除届」(様式3)を町に提出してください。

7 注意事項

- (1) 連絡いただいた内容や訪問時の状況などはプライバシーに係ることなので、対応にあたった関係者以外へは漏らさないよう配慮をお願いします。
- (2) 協力事業者等からの連絡等について、町から責任を問われることはありません。

ネットワーク「いだがねえネット」のイメージ図
(異変時の対応について)

見守り対象者 (阿賀町民すべて)

